

議案第 3 号

君津市農林業関係災害復旧事業分担金徴収条例等の一部を改正する条例の制定について

君津市農林業関係災害復旧事業分担金徴収条例等の一部を改正する条例を別紙のとおり制定するものとする。

平成 28 年 6 月 3 日提出

君津市長 鈴木 洋 邦

提案理由

全部改正された行政不服審査法（平成 26 年法律第 68 号）の制定に伴い、君津市農林業関係災害復旧事業分担金徴収条例（昭和 45 年君津市条例第 43 号）、君津市林業構造改善事業分担金徴収条例（昭和 53 年君津市条例第 25 号）及び君津市営土地改良事業分担金徴収条例（昭和 54 年君津市条例第 5 号）の一部を改正しようとするものである。

君津市農林業関係災害復旧事業分担金徴収条例等の一部を改正する条例

(君津市農林業関係災害復旧事業分担金徴収条例の一部改正)

第1条 君津市農林業関係災害復旧事業分担金徴収条例(昭和45年君津市条例第43号)の一部を次のように改正する。

第5条を削り、第6条を第5条とし、第7条を第6条とする。

(君津市林業構造改善事業分担金徴収条例の一部改正)

第2条 君津市林業構造改善事業分担金徴収条例(昭和53年君津市条例第25号)の一部を次のように改正する。

第7条を削る。

第8条中「第10条」を「第9条」に改め、同条を第7条とし、第9条から第12条までを1条ずつ繰り上げる。

(君津市営土地改良事業分担金徴収条例の一部改正)

第3条 君津市営土地改良事業分担金徴収条例(昭和54年君津市条例第5号)の一部を次のように改正する。

第5条を削り、第6条を第5条とし、第7条から第11条までを1条ずつ繰り上げる。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

君津市農林業関係災害復旧事業分担金徴収条例等新旧対照表

改正案	現 行
<p>第1条による改正 君津市農林業関係災害復旧事業分担金徴収条例</p> <p>(分担金の減免)</p> <p>第5条 省略</p> <p>(補則)</p> <p>第6条 省略</p>	<p><u>(分担金に対する異議の申立)</u></p> <p>第5条 <u>分担金納入通知書を受けたもので、その徴収につき異議があるときは、通知を受けた翌日から起算して30日以内に市長に申し立てすることができる。</u></p> <p>(分担金の減免)</p> <p>第6条 省略</p> <p>(補則)</p> <p>第7条 省略</p>
<p>第2条による改正 君津市林業構造改善事業分担金徴収条例</p> <p>(分担金の減免等)</p> <p>第7条 市長は、受益者が災害その他特別の事由により分担金又は第9条に規定する延滞金を納付することが困難であると認めたときは、当該分担金又は延滞金の徴収を猶予し、又はその額を減免することができる。</p> <p>(督促)</p> <p>第8条 省略</p> <p>(延滞金)</p>	<p><u>(分担金に対する異議申立)</u></p> <p>第7条 <u>納付通知を受けた受益者で、その徴収につき異議があるときは、通知を受けた日の翌日から起算して30日以内に、市長に申し立てすることができる。</u></p> <p>(分担金の減免等)</p> <p>第8条 市長は、受益者が災害その他特別の事由により分担金又は第10条に規定する延滞金を納付することが困難であると認めたときは、当該分担金又は延滞金の徴収を猶予し、又はその額を減免することができる。</p> <p>(督促)</p> <p>第9条 省略</p> <p>(延滞金)</p>

第9条 省略

(過料)

第10条 省略

(委任)

第11条 省略

第3条による改正 君津市営土地改良事業分担金徴収条例

(額の変更等)

第5条 省略

(督促)

第6条 省略

(延滞金)

第7条 省略

(徴収猶予等)

第8条 省略

(寄附等の場合の特例)

第9条 省略

第10条 省略

(過料)

第11条 省略

(委任)

第12条 省略

(賦課に対する異議の申立)

第5条 前条の規定により、分担金の賦課を受けた者でその賦課の算定に異議があるときは、賦課を受けた日の翌日から起算して30日以内に市長に対して異議を申し立てることができる。

2 市長は、前項の規定による異議の申し立てを受けたときは、同項に規定する期間満了後30日以内にこれを決定しなければならない。

(額の変更等)

第6条 省略

(督促)

第7条 省略

(延滞金)

第8条 省略

(徴収猶予等)

第9条 省略

(寄附等の場合の特例)

第10条 省略

(委任)

第10条 省略

(委任)

第11条 省略